

令和7年第11回蔵王町農業委員会総会議事録

第11回蔵王町農業委員会総会は、令和7年11月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1 番 阿 部 枝 織	4 番 勅使瓦 幸 一	5 番 我 妻 壮 一
6 番 村 上 利 雄	7 番 杉 山 由美子	8 番 平 間 栄
9 番 山 家 一 彦		

計 7 名

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

1 番 三 沢 敏 朗	2 番 我 妻 敬一郎	3 番 齋 藤 秀 俊
6 番 伊 藤 政 美	7 番 平 間 昭 男	8 番 鈴 木 好 和
9 番 大 谷 啓 一	10 番 川 村 富士男	11 番 佐 藤 勝 浩
12 番 佐 藤 雄 一		

計 10 名

欠席農業委員は次のとおりである。

2 番 平 間 拓 也	3 番 相 澤 国 弘
-------------	-------------

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

4 番 村 上 智 彦	5 番 大 和 憲 男	13 番 伊 藤 杜 夫
-------------	-------------	--------------

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	山 家 信 行
書 記	齋 藤 真 澄

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	第3号議案 非農地証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、農業委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第11回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。(午後1時30分)

議	長	これより会議を開きます。
議	長	只今の出席委員は農業委員7名、推進委員10名であります。2番平間拓也委員、3番相澤国弘委員、4番村上智彦推進委員、5番大和憲男推進委員、13番伊藤杜夫推進委員からは欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
議	長	これより、令和7年第11回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
議	長	日程第1議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録指名委員は、蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、5番我妻壮一委員、6番村上利雄委員の2名を指名いたします。
議	長	ここで今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人により当該申請の概要について説明を求めてもよろしいでしょうか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。新規の権利取得案件は3件あります。日程第2第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」始めに申請番号32番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。議案書のページは2ページです。 [申請人入場]
議	長	蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。 [申請人説明]
議	長	説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員		荒らさないようにという発言があったので、すごく頼もしいなと思っております。やはり草が出ると困るので、隣近所に迷惑かけることや、あと、幹線道路沿いだと他の人にも迷惑かけるということで、やはり管理だけは徹底して欲しいなと思うので、その辺のところをよろしく願いしたいと思います。一番は。
議	長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果については、

		後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退出下さい。ありがとうございました。[申請人退場]
議 議	長 長	なお、採決につきましては、日程第2第1号議案の中で併せて行います。 次に、申請番号33番、34番の申請人に当該申請の概要について説明をお願いします。議案書のページは2ページです。
議	長	[申請人入場] 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。
議	長	[申請人説明] 説明が終わりましたので、申請人への質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員 申 請 人		確認ですけれどもよろしいですか。■■■■町で野菜を作っているのでしょうか。 はい。野菜は作っています。
4 番 委 員 申 請 人		その内容はこういったものでしょうか。ネギですか。 ずっとネギを10年間携わってきました。最初は■■■■で■■■■さんの方で■■■■の手伝いをしていましたが、ちょっとネギの方を任されるようになりまして、それからずっとネギをやっていました。
4 番 委 員 申 請 人		実際にやってみてどうですか。やはり規模拡大したいと思いませんか。 そうですね。今ちょっとサラリーマンと兼業ではありますが、後々、農地を徐々に広げてネギを栽培し、専門でやっていこうと思っています。
4 番 委 員		そうすると蔵王の方がいいのではないのでしょうか。イメージ的に「蔵王ネギ」ということでいいのではないかと思います。
申 請 人		そうですね。蔵王町のほうが管理しやすいと感じています。
4 番 委 員		応援しますよ。農業委員会としても。
申 請 人		よろしくお願いします。
4 番 委 員		よろしくお願いします。
議 議	長 長	他に質問はございませんか。 私からよろしいでしょうか。一番手前のところは借りているのでしょうか。■■■■の所有者の一番手前のところです。
申 請 人		そうです。
議 長		道路から続けて作っているのでしょうか。道路の近くは誰の土地でしょうか。その場所でも続けて作っているのでしょうか。
申 請 人		まだ作ってはいないです。まだ今は■■■■さんが作っています。1月には明け渡していただける予定にはなっています。図面で道路添いの土地とその次のからです。

議 申 請	長 人	手前の方は借りられなかったのですね。 その場所は、ちょっと知り合いを通じて売ってもらえるかどうか。ちょっと交渉する予定ではありますので、そのためにも今回、先に今回の申請場所をまず手に入れてから徐々に広げていきたいと考えています。
議	長	他に質問はございませんか。 [なしの声あり]
議	長	質問がございませんので申請人への質問を打ち切ります。結果については、後日、事務局から連絡いたします。申請人はご退出下さい。ありがとうございました。[申請人退場]
議	長	なお、採決につきましては、日程第2第1号議案の中で併せて行います。
議	長	日程第2第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。また、現況等については3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [6番推進委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
7 番 委 員		売買価格を教えてください。
事 務 局 長		[回答]
議	長	他に質問はございませんか。
議	長	質問がございませんので採決いたします。日程第2第1号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。 [異議なしの声あり]
議	長	異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第3第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長		[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長		(説明後に) なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりであります。現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議	長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。 [6番推進委員により現況報告]
議	長	説明と報告が終わりましたので、質問を許します。質問ございませんか。
4 番 委 員		番号19番ですけども、約一丁歩ですよね。この面積で、この地図を見ますとよ

	く分からないですけども、10番推進委員の方が分かっていると思うのですが、この真ん中に川か何かあるのでしょうか。小川か何か。
10 推進委員	あります。
4 番 委 員	災害時とか何かのときに大丈夫なのかということと、東北自動車道が傍に通っていて、今、眩しくて大変だになっていうことを随分聞きますが、どちらの方向に太陽光パネルを設置するのか分かりません。そういったことも大丈夫かなとちょっと思ったことと、代表取締役が[] でしょうか。
事 務 局 長	[] だと思います。
4 番 委 員	そういったことがちょっと心配なことと、あと職業の欄についてですが、19番が「自然エネルギー業」ですね。20番が「発電事業」とあるのですが、どう違うのでしょうか。それも併せてお願いします。
事 務 局 長	事業内容としては同じものであります。申請書の内容のとおりは記載させて頂いています。
4 番 委 員	メガソーラーのほうが自然なのかなと思ったものですから、それと違うね。
事 務 局 長	はい。あと、私の方からは、光が反射するのではないかというお話ですけれども、その件については、[] と協議済みだそうです。[] からは大丈夫ですという返事を頂いているという回答を頂いております。
議 長	私から質問します。私からは営農型発電がありましたよね。あそこも真ん中に道路が通っていて、そして町であれば貸したのですよね。町で使用権を与えてお金を払って。そしてフェンスでもう入れないようにしました。だから、誰も通ることができないということはないですね。だからここもそういう可能性があります。他に回っていくと道路があるので、ここを閉じるってということもある可能性があるのですが、これは建設課の方に「ここは申請が出て道路として残すべきだ」というのは、行っていないので分かりませんが。だからやはり町で営農型の件などの案件もやはり通ることができると近いのに封鎖しているので、回って行くようにしています。それはどうなのだろうかということ。
事 務 局 長	その点についてですが、まずは3,000平方メートルを超えていますので、常設審議委員会の方にお諮りする案件でございます。その前に、前後すると思いますが、土地利用対策委員会でも協議をして、各種手続き、法令に基づいた手続きを確実にするよという条件を今回は付して許可証の発行をするということで事務局では考えております。したがって、「各課の方の規制や法律なり、条例なりの規制をちゃんと守ったうえでやってください」という会議を開く予定です。以上でございます。
5 番 委 員	水路だったのでしょうか。水路はないのでしょうか。
10 番推進委員	堀はありますが、その下に[] が住むアパートがあります。その上がパネルを設置するところです。
5 番 委 員	水路ではないのですか。
10 番推進委員	水路ではありません。

5 番 委 員	水路でなければいいのですが。水路であれば全部フェンスで囲まれた後は管理をしなくなります。実際は。だから水が全然流れていなかったらいいのかなと思いました。
10 番推進委員	高速道路の下あたりには水路があります。
5 番 委 員	だからこの水路はフェンスで囲わないですよ。
事 務 局 長	現地に私も行きましたが、そこは何もないです。現況は畑です。全部畑になっています。この地図を作るときに大変私どもの不手際がありました。作図の仕方、少し隙間ができてしまい水路や道路であるかのような表現になってしまい大変申し訳ございません。
議 長	他に質問はございませんか。
7 番 委 員	売買価格を教えてください。
事 務 局 長	[回答]
議 長	他に質問はございませんか。
	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第3第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。
議 長	日程第4第3号議案「非農地証明願について」を議題といたします。事務局に説明をさせます。
事 務 局 長	[事務局長朗読により説明]
事 務 局 長	(説明後に) なお、現況等につきましては、3名の委員により現地調査済であります。
議 長	それでは現地調査をした委員は、調査結果を報告してください。
	[6番推進委員により現況報告]
議 長	説明と報告が終わりましたので質問を許します。質問ございませんか。
	[なしの声あり]
議 長	質問がございませんので採決いたします。日程第4第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。(午後2時23分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和 7 年 11 月 26 日

議長

山家 一彦

5 番

我妻 壮一

6 番

村上千利雄